

ID: 8

担当部署: 行政改革推進課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市庁舎管理規則 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年規則第18号		
【基準】 第5条の規定による。 (許可を必要とする行為) 第5条 庁舎において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集又はこれらに類する行為をすること。 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示、配布若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札若しくはこれらに類するものを設置すること。 (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用すること。 (5) 旗、幕、プラカード、拡声機、宣伝車又はこれらに類するものを所持し、若しくは持ち込もうとすること。 2 市長は、前項の許可をする場合には、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。 3 市長は、第1項の許可を受けた者がその許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命じられた者が物件を撤去しないときは、市長は、当該物件を撤去することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日